

## (別紙) 特定事業の種類及び要件

分野	特定事業	要件
医療	病床規制に係る医療法の特例〔法第14条関係〕	別添

## 《凡例》

法 : 国家戦略特別区域法

※ 特定事業について法令等で個別に定められている要件として別添のシートにおいて記載する要件のほか、法第7条第2項において「国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者」を選定することとされていることを踏まえ、一般に、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮し、選定を行います。また、各要件については、応募時点で具備するものに限らず、将来的に具備する予定であるものでもよいこととします。

(別添)

病床規制に係る医療法の特例（国家戦略特別区域高度医療提供事業）

〔法第 14 条関係〕

【要件】

- ① 国家戦略特別区域内の病院又は診療所で行うものであること。
- ② 世界最高水準の高度の医療であって、国内においてその普及が十分でないものを提供しようとするものであること。